

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第52号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第140条の3第1項の表中 「木曾郡木曾福島町」を

「木曾郡木曾町」に改める。

第209条中「東筑摩郡明科町」を「安曇野市」に改める。

第211条第5項の表中 「木曾郡木曾福島町」を

「木曾郡木曾町」に改める。

第213条中「木曾郡木曾福島町」を「木曾郡木曾町」に改める。

第220条の2の表中「下伊那郡の」を「飯田市のうち上村、南信濃和田、南信濃八重河内、南信濃南和田及び南信濃木沢の区域 下伊那郡の」に改め、「上村及び南信濃村」を削る。

第221条第2項及び第3項第5号中「長野県豊科建設事務所」を「長野県安曇野建設事務所」に改める。

別表第4の長野県木曾地方事務所の項中

「木曾郡木曾福島町」を「木曾郡木曾町」に改め、同表の

長野県松本地方事務所の項中 「東筑摩郡 南安曇郡」を

「東筑摩郡」に改める。

別表第6の長野県木曾福祉事務所の項中

「木曾郡木曾福島町」を「木曾郡木曾町」に改め、同表の

長野県松本福祉事務所の項中 「東筑摩郡 南安曇郡」を

「東筑摩郡」に改める。

別表第7の長野県松本児童相談所の項中「塩尻市」を「塩尻市 安曇野市」に、「東筑摩郡 南安曇郡」を「東筑摩郡」に改める。

別表第9の長野県中信労政事務所の項中「東筑摩郡 南安曇郡」を「東筑摩郡」に、「塩尻市」を「塩尻市 安曇野市」に改める。

別表第12の長野県木曾保健所の項中 「木曾郡木曾福島町」を

「木曾郡木曾町」に改め、同表の長野県松本保健所の項中「南 安曇郡 松本市 塩尻市」を「松本市 塩尻市 安曇野市」に改める。

別表第12の2の長野県飯田保健所阿南支所の項中「、泰阜村、上村及び南信濃村」を「及び泰阜村 飯田市のうち上村、南信濃和田、南信濃八重河内、南信濃南和田及び南信濃木沢の区域」に改め、同表の長野県松本保健所豊科支所の項を次のように改める。

長野県松本保健所安曇野支所	安曇野市	安曇野市
---------------	------	------

別表第13の長野県立木曾病院の項中 「木曾郡木曾福島町」を

「木曾郡木曾町」に改め、同表の長野県立こども病院の項中

「南安曇郡豊科町」を「安曇野市」に改める。

別表第14の長野県木曾看護専門学校の項中

「木曾郡木曾福島町」を「木曾郡木曾町」に改める。

別表第15の長野県松本食肉衛生検査所の項及び別表第16の長野県松本消費生活センターの項中「塩尻市」を「塩尻市 安曇野市」に、「東筑摩郡 南安曇郡」を「東筑摩郡」に改める。

別表第19の長野県木曾農業改良普及センターの項中

「木曾郡木曾福島町」を「木曾郡木曾町」に改め、同表の

長野県松本農業改良普及センターの項中「南安曇郡 松本市 塩尻市」を「松本市 塩尻市 安曇野市」に改める。

別表第20の長野県下伊那農業改良普及センター阿南支所の項中「、泰阜村、上村及び南信濃村」を「及び泰阜村 飯田市のうち上村、南信濃和田、南信濃八重河内、南信濃南和田及び南信濃木沢の区域」に改め、同表の長野県松本農業改良普及センター明科支所の項中

「東筑摩郡明科町」を「安曇野市」に、「明科町、本条村、

坂北村、麻績村、坂井村及び生坂村」を「麻績村、生坂村及び筑北村 安曇野市のうち明科東川手、明科中川手、明科光、明科七貴及び明科南陸郷の区域」に改め、同表の長野県松本農業改良普及センター豊科支所の項を次のように改める。

長野県松本農業改良普及センター安曇野支所	安曇野市	安曇野市(長野県松本農業改良普及センター明科支所の管轄する区域を除く。)
----------------------	------	--------------------------------------

別表第24の長野県松本家畜保健衛生所の項中「東筑摩郡 南安曇郡」を「東筑摩郡」に、「塩尻市」を「塩尻市 安曇野市」に改める。

別表第28の長野県木曾建設事務所の項中

「木曾郡木曾福島町」を「木曾郡木曾町」に改め、同表の

長野県松本建設事務所の項中「塩尻市」を「塩尻市 安曇野市のうち明科東川手、明科中川手、明科光、明科七貴及び明科南陸郷の区

域」に改め、同表の長野県豊科建設事務所の項を次のように改める。

長野県安曇野建設事務所	安曇野市	安曇野市(長野県松本建設事務所の管轄する区域を除く。)
-------------	------	-----------------------------

別表第30の長野県犀川砂防事務所の項中「東筑摩郡明科町」を「安曇野市」に、「区域」を「区域 大町市のうち八坂及び八坂菖蒲の区域」に、「東筑摩郡のうち明科町、本条村、坂北村、麻績村、坂井村及び生坂村」を「安曇野市のうち明科東川手、明科中川手、明科光、明科七貴及び明科南陸郷の区域 東筑摩郡のうち麻績村、生坂村及び筑北村」に改め、「及び八坂村」を削り、同表の長野県土尻川砂防事務所の項中「北安曇郡のうち美麻村」を「大町市のうち美麻の区域」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第140条の3第1項、第211条第5項、第213条、別表第4の長野県木曾地方事務所の項、別表第6の長野県木曾福祉事務所の項、別表第12の長野県木曾保健所の項、別表第13の長野県立木曾病院の項、別表第14、別表第19の長野県木曾農業改良普及センターの項及び別表第28の長野県木曾建設事務所の項の改正規定 平成17年11月1日

(2) 別表第30の長野県犀川砂防事務所の項の改正規定(「区域」を「区域 大町市のうち八坂及び八坂菖蒲の区域」に改める部分及び「及び八坂村」を削る部分に限る。)及び同表の長野県土尻川砂防事務所の項の改正規定 平成18年1月1日(調整規定)

2 この規則の施行の日から平成17年10月10日までの間におけるこの規則による改正後の長野県組織規則別表第20の長野県松本農業改良普及センター明科支所の項及び別表第30の長野県犀川砂防事務所の項の規定の適用については、これらの規定中「麻績村、生坂村及び筑北村」とあるのは、「本城村、坂北村、麻績村、坂井村及び生坂村」とする。

(事務処理規則の一部改正)

3 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の38の(19)中「長野県豊科建設事務所長」を「長野県安曇野建設事務所長」に改め、同(20)中「南安曇庁舎」を「安曇野庁舎」に、「長野県豊科建設事務所長」を「長野県安曇野建設事務所長」に改める。

別表第8の8の(1)中「長野県松本保健所豊科支所」を「長野県松本保健所安曇野支所」に、「及び豊科支所」を「及び安曇野支所」に改める。

行政システム改革チーム

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第53号

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部を改正する規則

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則(平成16年長野県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

林政課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第54号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の8中「豊科建設事務所」を「安曇野建設事務所」に改め、同表の13中「豊科警察署」を「安曇野警察署」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

会計課

長野県立高等学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年9月29日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第10号

長野県立高等学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県立高等学校の通学区域に関する規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「東筑摩郡 南安曇郡」を「東筑摩郡」に、「塩尻市」を「塩尻市 安曇野市」に改める。

(1) 長野県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和48年長野県教育委員会規則第10号)別表の第4通学区の項

(2) 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)別表第2の松本教育事務所の項

(学校職員のへき地手当等に関する規則の一部改正)

第2条 学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1に備考として次のように加える。

(備考) この表における学校の名称は、平成17年9月30日における名称とし、その後におけるそれらの名称の変更

によつて影響されないものとする。

別表第2に備考として次のように加える。

(備考) この表における学校の名称は、平成17年9月30日における名称とし、その後におけるそれらの名称の変更によつて影響されないものとする。

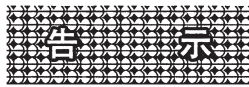
別表第3に備考として次のように加える。

(備考) この表における学校の名称は、平成17年9月30日における名称とし、その後におけるそれらの名称の変更によつて影響されないものとする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

教育振興課



長野県告示第416号

平成17年10月1日から下伊那郡上村及び同郡南信濃村を廃し、その区域を飯田市に編入することに伴い、次のとおり飯田市及び下伊那郡の人口を告示します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

飯 田 市 110,589人

下伊那郡 67,803人

情報政策課統計室

長野県告示第417号

平成17年10月1日から東筑摩郡明科町、南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村及び同郡堀金村を廃し、その区域をもって安曇野市を設置することに伴い、次のとおり安曇野市及び東筑摩郡の人口を告示します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

安曇野市 92,864人

東筑摩郡 38,858人

情報政策課統計室

長野県告示第418号

平成17年10月1日から小県郡長門町及び同郡和田村を廃し、その区域をもって同郡長和町を設置することに伴い、次のとおり同町の人口を告示します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

小県郡長和町 7,807人

情報政策課統計室

長野県告示第419号

平成17年10月1日から上水内郡牟礼村及び同郡三水村を廃し、その区域をもって同郡飯綱町を設置することに伴い、次のとおり同町の人口を告示します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

上水内郡飯綱町 13,062人

情報政策課統計室

長野県告示第420号

平成17年10月11日から東筑摩郡本城村、同郡坂北村及び同郡坂井村を廃し、その区域をもって同郡筑北村を設置することに伴い、次のとおり同村の人口を告示します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

東筑摩郡筑北村 6,049人

情報政策課統計室